

電子行政に関するタスクフォースの設置について（案）

平成 22 年 8 月 9 日
企画委員会決定

- 1 「企画委員会の設置について」（平成 22 年 3 月 19 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定、平成 22 年 6 月 22 日一部改正）第 4 項に基づき、企画委員会に電子行政に関するタスクフォース（以下、「タスクフォース」という。）を置く。
- 2 タスクフォースは、「新たな情報通信技術戦略 工程表」（平成 22 年 6 月 22 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）及び企画委員会が示す方針に沿って電子行政に関する調査を行い、その結果について企画委員会に報告する。
- 3 タスクフォースの構成員は、企画委員会座長が委嘱する。構成員として、タスクフォースの全ての会合に出席する構成員及び会合の検討課題に応じて臨時に出席する構成員を置く。
- 4 タスクフォースに主査を置き、主査は、構成員のうちから企画委員会座長が指名する。
- 5 タスクフォースは、関係機関に対して、資料の説明、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 6 タスクフォースは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 7 タスクフォースの庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 8 前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。